

平成26年度 第3回 岸和田市障害者施策推進協議会 会議録

会議名	第3回岸和田市障害者施策推進協議会	
日時	平成26年12月16日（月）午前10時～午後0時	
場所	岸和田市役所 新館4階 第1委員会室	
出席委員	松端委員 大谷委員 岩田委員 岩佐委員 上野委員 寺田委員 今口委員 加藤委員 松藤委員 松崎委員 高田委員 根未委員 山内委員 叶原委員 原委員 岡本委員 佐藤委員	以上17名
欠席委員	浦川委員	以上1名
事務局	小林保健福祉部長 上田障害者支援課長 田中障害者支援課参事 宮内障害福祉担当主幹 田中障害福祉担当長 井戸福祉医療担当長	
傍聴人数	1人	
次第	1 開会 2 議事 1 「第4期障害福祉計画（素案）について」 2 「障害者給付金等支給事業について」 3 その他 4 閉会	
配布資料	・第4期障害福祉計画素案（平成26年12月時点） ・障害者給付金等支給事業について	資料1 資料2

会長あいさつ

今日は障害福祉計画の素案ができていますので、これを事務局に説明いただいて、皆さんから御意見をいただいて、その後はもうパブリックコメントになりますので、今日で大体意見を集約できたらなというふうに思います。よろしくお願いします。

それからもう一つは、ここ何年か議論しています障害者の給付金制度をどう見直すかというようなことがありますので、これについても全体の半分ぐらいですね、議論できたらなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議事録の署名人ですが、佐藤委員と岡本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議事内容】

1 「第4期障害福祉計画（素案）について」（資料1に基づき事務局から説明）

会 長：説明いただきましたけど、何か質問なり御意見なりございませんでしょうか。

委 員：第1章の2番、主要な障害者関連法に、権利条約の批准から障害者差別解消法の制定、平成28年度実施にわたる流れを記載すべきだと思います。

会 長：障害者関連法律の制定改正の動きの中で、そういう動きや流れがあるということで、障害者権利条約を批准したこととか障害者差別解消法の関連ですかね。そういうことは少し入れておくほうがいいのですかね。1ページの背景と趣旨には入れていないですね。1ページの障害者権利条約の合理的配慮というのが、3段落目に少し入っていますけど。事務局に検討いただきましょうか。

委 員：43ページの日中活動サービスの確保策のところ、生活介護について看護師を配置する事業所を2カ所委託して実施していますということですが、この後、この計画の中では何人増やすとか、どの辺までなのかを教えてください。

委 員：あわせて実績もどれぐらいか。

事務局：申しわけございません。この事業、平成26年度から実施ということで予算はついていますが、まだ実際に委託契約等ができておりませんが、年度内には実施をしたいと思っております。

委 員：これは国がするというのは違うということですか。

事務局：事業所さんのほうにはお話をさせていただきまして、この事業を受けていただくということになっております。

委 員：進行形で終わっているわけですね。

事務局：今年度には実施できるように今進めているところです。

委 員：将来的にはどのぐらいまで増やす予定ですか。

事務局：来年度についても、今のところ2カ所と考えております。今年度やっと予算がついたという事情でございまして、今後どのように進めていくかというのは検討課題だとは思っております。

委 員：ありがとうございます。

会 長：この計画ができるのは、今度末のことで、委託していますという進行形で正しいのです。2カ所委託するのを一応3年間継続しますという、そういう意味でいいのですよね。

事務局：継続をしていきたいと思っております。

会 長：当然ニーズがあれば、また次ということもあるのでしょうか、とりあえずは2カ所。医療的ケアができる生活介護の事業所を市として整備しますということですね。

委 員：計画の基本的な考え方のところで少し気になりましたのですが、障害福祉計画は当然皆さん御存じですが、国の指針に基づいて、都道府県、市町村でやられるわけですが、この内容が、府の数値が出ているから、岸和田市としてはその数値に基づいて書きましたという形ね。何かこういう書き方であれば、実際に現場でやっている職員さんの士気も下がってしまうのと違うかなと。やっぱり国の指針を、我々下からそれをつくり上げていくというあたりで、もっと気概を持って職員が仕事できるように、何も上が言っているから数値をあげていると誤解されてしまうのではないかなと思うのです。だから、その辺の表現を少し検討してもらえたらなと思います。というのも、障害者が就労する場合、幾らスキルアップと言っても、特に知的障害者の場合、その方がスキルアップしたところで、就職にはなかなか結びつかないですよね。それで、就労に結びつくのは、このアンケートでもあるように、やはり理解なのです。周りの人の理解、職場の理解があってこそ初めて障害者は就労できると思うのです。その理解を進めるのは、何も障害者本人は当然ですが、そうではなくて、周りの支援者、特に行政に携わる者がやはり理解を深めていかないことには就労には結びついていきません。特に1つの事業所で、岸和田の独自性がないというのかな、岸和田で1つしか事業所がないからこうなのですよという形で読み取ってしまう。そうではなく、やっぱり行政がもっと前面に出て、その職員の士気、ボトムアップしたら、気概を、動機づけをもっと高めていくような、岸和田市が府内の中でもっと1番先頭に立ってこの施策を進める、そういうようなことが伝わってこない、なかなか言われているからやるのでという感じで、それでは少し弱いかなと思うのです。我々一般市民としても税金を出しているのだから、もっと市の職員頑張ってもらわないと。やっぱり理解を深めていかれるのが行政、あるいは相談支援センターさんの仕事だと思うので、少しこの書き方、何か府が言っているから、国が言っているからではなくて、少し検討してもらえないかなと思います。

会 長：基本的に国が枠組みを示して、大阪府が一定の指針を示して、それを受けて市がするという、そういう構造ではあるのですが、書き方が何かトップダウンで、こういう

枠組みでやれと言われているから、岸和田市に当てはめたらこうなりますという、それだと市としての主体性がないのではないですかと。それは現場の士気にも影響するのでという御指摘ですので、書き方は難しいですけど、少しまた検討しましょうかね。お願いします。

委員：26ページの地域生活支援拠点の整備の欄ですけれども、虐待でアパート暮らしからグループホームに移行されて、その方が相談支援の方、日中活動のところ、それとグループホームのところ、3カ所の人たちに支えられているわけなのですけれども、引っ越しする際に必要な費用は2万幾らかが市から援助金として出ているのですが、その残りの分を処分するのに10万円ぐらい要るわけなのですよ。生活保護を受けられていますので、その費用が出てこない。それで、3カ所が一生懸命になっているのですが、生活福祉課の方が、本人が交渉してくださいと。生活福祉課の方の全ての方ではないですが、一部そういうことをおっしゃられる方がいらっしゃる、なかなか前へ進まない。ただ、この金額をどこから捻出するのかということをしごく悩んでおられて、精神の方なので、このことが悩みで病状が悪化する可能性もある。その辺を、生活福祉課の方々が全部足並みそろえて、この「相談体制の機会、場、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり」というふうになっていますので、この方が大家さんに交渉する力がないのですよね。外目から見たらしっかりしているように思われるかもわからない。難しい交渉になると、なかなか能力が発揮できないというところがあるのです。こういうところを、できたらその費用に関してであったり、その人の力が及ばないところだったり、行政の方が真ん中に入っていただくことで、周りの3カ所が、日中活動、相談支援の方々が動けるわけなのですけれども、そちらのほうでしてくれたらいいみたいな、本人がやるべきだ、みたいな話が出たらしいのです。その辺はどういうふうにしていだけるかなと。

他の生活福祉課とかと、全員じゃないですよ。一部の方がそういうふうな対応されたがゆえに、本人さんがすごく落ち込んでいるのです。別にお金を払わないとかではなくて、経済能力が、自分のある限りの経済能力で払われるのですけど、虐待でそちらに移行しているから、まずそのアパートには戻れないわけなのです。けども、そのアパートの方との折り合いが、そこへ来るまでいろんな問題が発生して折り合いが悪くなったのです。だから、本人がなかなか交渉できない。そういうときに行政の方が出ていただけたらありがたいのですけれども、いかがなものでしょうか。

事務局：今のお話について、個別ケースになってきますので、この場でお答えは控えさせていただきます。また御相談させていただきたいと思います。

会長：その話でしたら、もちろん何か協議の場みたいなものをどうつくるかですよね。その個別の困難なケースの形。

事務局：あと、生活保護を受けられているということですので、生活福祉課とも連携をしないといけませんので、その辺は確認させていただきたいと思います。

委員：3点、意見と質問です。1つは1ページ目の計画策定の背景、趣旨というところですけども、これは障害者自立支援法の施行に伴って市町村に福祉計画の策定を義務づけて、言ったら丸投げみたいな方向性があるのスタートだというふうに個人的には理解しております。この中にも、今後国の制度改革の方向等を踏まえつつ、岸和田市のスタッフの方向を定めるというふうには書いていますけども、この自立支援法、結局名前は一緒ですけども、中身が抜本的に変わって、今度障害者総合支援法という名前にかわったということで、国の制度の方向性が非常に見えづらい。事業者としては、今後この福祉施策がどういうふうに関国として進めていくのかということが見えづらいと。ただ、一方で数値目標だけは市町村で決めて、そこを責任持って進めなさいよという義務だけが数字的に追いかけてらるということで、その数字を立てることが、

どれだけ実行力があるのかというふうに、これを事前に読んで疑問には思ったのですが。ただ、その中で、先ほど他の委員から発言があったように、やはり世界のスタンダードとしては権利条約、これを国としては批准して国内法と整合性を持っていくと。その中で差別禁止法だとか、それから障害の見方も医学モデルから社会モデルにかわっていったところ、やはりこの機会にしっかり押さえておかないと、何か国の曖昧な方向性と、市だけは数字を立てられて達成しなさいよと。結局、我々この委員と市がどうしたらいいのだろうかというだけで終わってしまうと、やはりこれはうまく前に進まないの、その辺をもう少し丁寧に趣旨としては踏まえておく必要があると思います。これは意見です。

もう1点は、この地域生活支援の拠点等の整備ということで、これも新規で計画を立てておりますけども、ヒアリングにもあるように、やはり暮らしの場における家族さんの負担、不安が非常に高まっていっていると。自分自身も入所施設を運営している者で、やはり家族さんの高齢化が急速に進んでおまして、両親で生活支援をしていたのが片親になったり、両親が亡くなったり急に支援しなくてはいけないというケースが去年ぐらいからぽつぽつ出てきて、それも増えてきていますので、すぐにできるかといえば、そんな事情を踏まえた協議は要るのですけども、もう待たないというふうには個人的には認識しておりますので、この平成29年度末というのをもう少し繰りあげができないかということと、数値も市内または圏域で1カ所ということなのですが、これやはり市内に1カ所必要であろうというふうにも思っておりますので、この辺も御検討を願いたいと思います。

最後、51ページの相談支援のことですが、ここにも新規申請者も増加しているけども、事業所の開設や相談支援員の支援も追いついていないので、そこを行っていくというふうなことで書かれておりますけども、今国のほうはこの計画相談等が遅々として進まないの、場合によっては市が代替をしてやりなさいというふうな方向性も出ておまして、その辺、市としてはどういうふうに関後考えていくのかと。これについて、現段階で意見があればお聞きしたいという3点です。

会 長：はい、ありがとうございました。いかがですか。

事務局：まず、1点目の計画の策定の背景と趣旨につきましては、再度また考えさせていただきます。

それから、2点目の地域生活支援拠点につきましては、なかなか難しい問題になってくるかと思えます。今後どうしていくかというところは考えていかないといけないという認識はしておるところです。また、皆様の御意見等もお聞きしながら進めていけたらと思っておりますので、何とぞ御了承ください。

会 長：これは、3年間の計画期間中に、市もしくは圏域内で1カ所は整備しましょうということですね。

事務局：そうですね。国の考え方等もまだはっきりと出ておりませんので。

会 長：平成29年度末と言わずに、例えば来年度末はできるとかね。それは圏域と言わずに、岸和田市内にと言ってくれたらいいなという話ですよ。

だから、早急に実現を目指しますか何か、入れておけばいいかもしれませんね。

事務局：この中に入れるということですね。

会 長：3年間あるからのんびりと考えましょうではなくて、これは早急に整備を進めますみたいなことがあってもいいですよ。

事務局：はい。

会 長：検討していただいたら。

事務局：検討させていただきます。

それから、あと3点目の相談支援の分ですが、国の課長会議で通知があったというか、

話があったということはこちらのほうも確認しておりますし、それに向けてどうするかというのを少し考えております。市のほうでやっていかないといけないところがあるかと思っておりますので、その辺は組織の体制もございまして、それに向けて努力はしたいと思っております。以上です。

会 長：はい、ありがとうございました。

委 員：ちょうど今計画相談のお話が出たので。

今の段階で達成率6割、ほぼこれ5割に近い状況だと思うのですが、単純計算で今の倍、事業所が必要になるのですね。実際、多分現実的に100にしようと思ったらそうなるのだと思います。

今回素案ということなので、割と53ページに今後も事業所の開拓とか相談支援員の支援ということを行っていただけるというふうに書いてはいただいているのですが、先程の生活介護の看護師配置みたいな具体的なものはまだ書いてはいただけないので、もう少し何か具体性のある何かが必要になってくるかなと思います。

会 長：相談支援事業所の数を増やさなければいけないということですか。もしかしたらスタッフか。

委 員：スタッフ、そうですね。要は相談支援専門員が倍になれば済む話です。

会 長：ねえ、そうなのでしょう。

委 員：はい。事業者より専門員です。

会 長：事業所が増えるよりは、スタッフが倍になればいいのですね。
そのあたりいかがでしょうか。

事務局：なかなか事業所さんのほうも大変かという認識はしております。市としても、その100%をどこまで目指せるかというところなわけですが、こちらで立てる部分も含めて、また再度ここに書かれている支援についてはどのようにしていくかというところは検討したいと思っております。以上でございます。

委 員：49ページの保育所の訪問支援事業ですか。これは児童福祉法に基づく事業かなと思ったりするのですが、第3期計画の実績、見込量をたくさん挙げているのに、実績が1、1、1であると。あるいは次の障害児相談支援についても数字は大きく挙げているのに、実績がすごく少ないなど。これは何でかなと思ってしまうね。ニーズがないのか、あるいはそのサービスの質が悪くて利用しないのか、あるいはPRがなくて、こういう事業があることも知らないのか、一体何に基づいてこんなに少ないのかなど。他の見込量を見せてもらったら、過去の実績に基づいたある一定の割合掛けて次年度の分を積み上げていっているから、もったいと思うのですが、この減っている事業、これは一体何に基づくのかなど。ニーズがないのか、あるのか。特にアンケートを見れば、お母さんはもうせっぱ詰まっているということをアンケートで言っている割には、保育所の分は減っている。これは一体どんな事業なのですか。

他の市町村は、こんな事業はやっているのですか。それで、実績はどうなのですかね。

事務局：このサービス自体が、事業所が全国でもほとんどない状況です。これも、多分見込量を立てたときは、そのサービスが始まって間がなかったもので、どれぐらいあるかというのがわからずに立てたところもあるのかなと思うのですが、この泉州地域でも1カ所もないのです。ですから、あるところに依頼してやっている状況なので、全国的には進んでいないサービスということは聞いております。

委 員：ここのところなわけですが、医療型の児童発達支援センター、多分いながわ療育園が該当すると思うのですが、ここが本来であれば児童医療型の発達支援センターの申請をし、そして保育所訪問というところも連動するところもあったというふうには理解していますけれども、残念ながら、ここのところがどういうふうになっているのか私はわからないのですが、児童課との連携というところになってくるのだ

ろうというふうには思いますけども、そのあたりはお聞きになっていますか。

事務局：この4番の保育所の訪問支援ですか。

委員：そう。保育所の訪問支援というのは、児童発達支援センター、要するに医療が入っているよね。そこのところとセットなのですよ。おわかりいただけますか。

事務局：この医療型児童発達支援、2番にございますね。これとはまた別ですか。

委員：そうです。

事務局：これですよ。

委員：それがセットになっているのです、保育所訪問というのは。その事業所が受けてやるということになっています。今貝塚市の事業所に頼んでいると思うのですが、いわゆるそういった市内の、しいのみならしいのみの先生が保育所に出かけて行って調整をしたりとか、そういうことも当然セーブしなければ、できるのですけども、これをしていないのです。おわかりいただけますか。そこのところを児童課から何かお聞きになっていますか。

事務局：詳しい状況は、そこまでは聞いていないですけども。率として月1回ぐらいしかできていないという話だけなのです。なかなか担当する課としてもしんどいというか、状況としてなかなか増やしていけないみたいなことはおっしゃっていましたけども。

委員：保育所としては、障害児が入ったらいろいろ悩みがあるわけですよ。どうしていったらいいのだろうというときに。そのときに相談利用したいということなのですけども、もうそこのところで、市としては、いながわ訓練所、そこがうまく保育所と連携がとれているので、その必要性がないのでこの利用率。それにしても見込み量が大いなので、ここのところもあわせて、その今の児童福祉の連携の仕組みをつくっていかないと、こういう計画と乖離した形になってしまうので、そこはちょっと児童課と連携をしたほうが誤解を生まなくて済むのかなという気はしますので、ちょっと配慮いただければと思っています。

委員：新規事業の地域生活支援拠点がどんなになっているかなと思って、封筒開けて楽しみに見ていたのですが、同じことの焼き直しで、もうがっかりしたのです。地域移行と言いますがけれども、本当に生活の支援拠点をしっかりしないと、移行なんて安心してできないのだと思うのですよ。もっと前倒しでやってくださいという、本当にそれはもう切実なので、もうこんなぼんやりしたことを書いている場合ではないと思うのですよね。府のスタンスを見てというふうにおっしゃいますけれども、じゃあ岸和田市としてはどう考えているのか。市民委員の方も一生懸命言ってくさっています。主体的に考えていっていただきたいというふうに本当に思っておりますのでね。もうこれができるときは、もうちょっと具体的に、それで施策推進協議会等の検討の場を活用しというふうになっていますが、具体的にどういうふうにし合いの場を進めていくかということを中心に盛り込んでいただきたいというふうに思っております。

会長：今回の新規事業で、これ目玉施策なのですよ。地域生活を総合的に支えるなんかはね。ショートステイの機能なんかも備えてということなので、これをどう整理するかですけど、確かにちょっと様子がよくわからないしというぼんやり感があるけど、これは委員さんからしたら頼りなく感じられますよね。より具体的に、しかも早急にとというのが強い御意見ですので、そのあたりを踏まえて、もう一度御検討いただきましょうかね。

委員：今まで話出ていましたが、やっぱり心のこもった地域の生活ができるような受け入れ態勢が早く充実、拡充されるべきだというふうには考えているのですけど、私は精神の家族会ですので特に思うのですけども、最近で障害者手帳の1級から2級に変わったよという方が増えてきているのです。偶然、私のところも2級になりまして、本来なら喜ばないといけないのですけどもね。本人も家族もそういうことは大歓迎なのです

けども、名実ともにそういうことでいいのかということ非常に家族は悩んでいます。このことが、これらの動きが何を意味しているのかなというように勘繰るのですけれども、精神疾患の患者の取り扱いで、地域移行というふうな名をかりて病棟転換の居住型の施設に切りかえるという動きが、これはもう国ぐるみで取り組まれていまして、これはやっぱり病院の敷地内の病棟をグループホームのようなものに建てかえるということですので、だから非常にまよかしの地域移行、あるいは自立というほうに向かっての方向が動き出しているのかなと思って、少し危機感を感じているのです。

そのことについて賛成される御家族も確かにおられるのです。それはそれなりの理由がありまして、やむを得ない、もうどうしてもというせっぱ詰まった理由のもとに、それを元に肯定される方もおられるのですが、やっぱり現実的には当事者も含めて、それをしたら本当の地域移行と違うのではないかという患者さんが多いです。その理由は、知人、友人をその病院敷地内だったら呼ばれないのではないかと。病院にいるのと一緒だから、そんなの嫌だという患者さんと医者が多いというふうに聞いていますのでね。だから、そういう意味で、今度自立支援法から綜合法に変わったということで非常に多くの期待をしているのですが、どうも違った動きが片方であるように思うのです。

現実にこの岸和田のデータでも、重症患者が48名減少しているというふうにも実数が出ていますしね。これが不思議で仕方ないのです。精神2級の手帳をお持ちの方が非常に精神的混乱を起こしまして、私も相談受けたのですが、どう対応したらいいかわからないような状況になったこともあるのですが、そんな方でも1級ではないのですね。その方は家族と同居しているのです。そこまで言っているのかどうかわかりませんが、かけはしさんのほうにお助けただけで、アドバイスをいただいて何とか落ちついたというような状況がありました。したがって、名実ともに1級から2級だ、2級から3級だというふうになっているのなら非常にうれしいのですが、実態はそういうことにはなっていないので、その辺をくれぐれも御注意して推しはかっていたきたいと思います。

それから、先ほど言いましたように、患者が医療技術の向上やら医療水準の向上で、名実ともに寛解に向かっていっていると。それに基づいての退院である、地域移行であるということが望ましいし、現実的に地域移行に合った温かいグループホームの充実、拡充をぜひともお願いしたいと思います。やっぱり総合支援法の趣旨にとって、これが実現されていきますように期待をしています。

会 長：はい、ありがとうございました。

精神障害者の地域移行は、知的障害者ほど進んでないですけど、病棟転換の病院の敷地内で、形だけ地域移行と言われても、それは確かに御家族にしても御本人にしても、本来の趣旨とは違いますのでね。そのあたりを主として、難しいところですけどね。病院側がどうするかという話と絡んできますのでね。その他いかがでしょうか。

委 員：32ページの重度訪問介護ですけども、ここの第4期計画の見込みの一番下のところで、知的障害のある方の平成26年から云々がありますけども、今年度から始まって実績がゼロということは、そうかなと思うのですが、これ原因、PR不足と違うかなと、利用したい方はたくさんおられると思うのですが。

それと、実績なかったからゼロとしているのですが、これから周知されると重度訪問介護を使っていく方もたくさんおられると思うので、一応形的にはこういう形で挙げているのですが、ニーズがあった場合、申し込まれた場合については、全員それを使えるようにしてあげていただきたいと思います。それともう1点、気になったのが、計画の推進体制で(5)制度の周知、啓発、これなのですわ。一番私も一般市民で思うのは、全然PRが届いてこない。これ何とかしないと、こういう施策が、

支援サービスがあるのに、一般市民なり、せめて一般市民でなくても当事者、あるいはどこかの団体さんを通じてでも、あるいは施設を通じてでもいいから、こういう制度があつて、これを利用できるというのをどんどん言ってあげないと。

会 長：はい、ありがとうございました。

障害者の制度は、ただでも訳わからないのですよ。ずっと制度変更があつてね。だから、当事者の方、御家族もなかなか的確に情報がわからない。この計画策定を契機に、より周知を図っていくというのは重要な課題かと思しますので、どうもありがとうございました。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

盛りだくさんの御意見をいただきましたけど、それを踏まえて、2月にパブリックコメントがありますので、皆さんの意見を事務局と私のほうで整理をさせていただいて、パブリックコメントで提示するというのでよろしいでしょうかね。またそれで、皆さん市民ですから、またパブリックコメントにも市民としての意見を当然おっしゃることがありますので、そういう方向でよろしいでしょうか。

2 「障害者給付金等支給事業について」 (資料2に基づき事務局から説明)

会 長：現在の給付金の、身体障害者の手帳1級・2級、療育手帳Aの方と身障手帳3級・4級と療育手帳B1の方に対して、平成25年度で8,364人、6,983万9,000円。約7,000万円ですか。それから、難病の方に関しては、484万円ですか。大体500万円ぐらい。だから、2つ合わせると7,500万円ぐらい、障害のある方に個別に給付金なり見舞金という形で給付している。この制度を個別の給付じゃなくて、3ページの1番、5番のほうですね。現物給付型の広く障害のある方をカバーするサービスの財源にかえたいと、そういうことでいいのですかね。

実施年度が本当は平成27年4月の予定でしたが、来年4月だともう1年延ばすのですかね。

事務局：そうです。平成28年度。

会 長：1年延ばして、その間にもう少し丁寧に皆さんにヒアリングしたり意見聴取したり審議をすることによって、1年延ばして実施したいと、それでいいですかね。

事務局：はい。

会 長：ということで、御意見なり質問なりございませんでしょうか。はい、お願いします。

委 員：現金でこれだけ給付されていた分を代替した場合、この金額を落としたいというのは市の意向かなとは思うのです。落とした場合、その政策の内容によって、国とか府のお金を取ってこられるものでカバーしてもらえればサービスが低下しないですよ。そこのところも見据えて、市でする何かサービスであれば、この金額よりも上がるというのは見えませんので、やっぱり国とか府を絡めた、そういうふうないろんなものを考えていただいているのかなと思って、前からずっと、市との懇談でいろいろな要望がある分、たくさんニーズのあるもので、そういう給付のもらえるものを是非していただかないと、皆さん納得できないかなというふうに思います。

このアンケートを見せてもらって、私でしたら、自分の家にこれが送られてきて、自分の給付金・見舞金が主に何に使われていますかという項目があるのですけれど、子供が作業所へ行っていて、作業所の1カ月のお給料が3,000円ぐらいなので、移動支援でヘルパーさんと一緒にカラオケに行っていて楽しんでいるのですが、全然足りないですよ。いただいた見舞金はそういうのに充てています。全然足りないで、その辺のところ、御説明を丁寧にいただかないと、岸和田市は障害者に対してすごい福祉が後退しているというイメージ、こうして聞いていてもすごくするので、

とても丁寧にさせていただきたい部分かなと思います。

会 長：はい、ありがとうございました。

とりあえず意見を先にいただいたほうがいいですかね。その他いかがでしょう。

委 員：この対象者へのアンケートですが、低所得の方に本当に行き渡って意見が反映されるのかというのがとても疑問なのです。本当にアンケートを書いて出していただけるのかというのが。本当は、こういうのは聞き取りをしないと実態はわからないのではないかなというふうに思います。私たちも、本当に困っていらっしゃる方が、これをどれだけ大切に使われているかということを実際に把握させていただきたいのです。訪問して聞き取りが大事ではないかというふうに思います。

もちろん法律が変わって、精神の方々にも同じように、私たちがいただいているものもいただいてほしいというふうに思います。でも、この法律が変わったことによって、障害に含まれたのだから、予算要求をしていただいたらいいわけで、見舞金をカットすることとそれはまた別の問題ではないかなというふうに私は思うのです。政策戦略会議というか、この仕分けによって今回見直しが指摘されたということなのですから、他の事業でも指摘されながらも続けられて、また予算も拡大しているという例も聞いておりますので、この見舞金を本当に必要があるというふうに市の福祉課のほうでは思っていないのだと思うのですね。だから、これを廃止して、この分で法律が変わった分を賄おうというふうに思われているというふうに思って仕方がないのです。法律が変わっているのですから、堂々と財政のほうにこの分を要求したらいいのであって、見舞金をなくすということが最初の前提としてあるということにすごく疑問を感じます。この予定表を見ても、廃止ありきのこの計画、これがきちんと立てられているということは、何のためのアンケート、何のための審議かというのが本当にわからない。

それと、もう一つ、いろいろ今までヒアリングされてきて、この現物給付の分のサービスが使いづらいという話とか、今までタクシー券もいただいているけども、とてもこれだけでは足りないという話もあると思うのですよ。そういうところをどういうふうに変えていくかという具体的な話もないまま、やっぱり見舞金を削るというのは納得いかないというふうに思います。

それと、展開施策として地域移行とか社会参加というふうに書かれていますが、先ほども言わせていただきましたけれども、地域生活支援拠点というものをしっかり踏まえていない上でこの施策をどういうふうに充実していくかというのは、これを見ただけでは全然わからない。わからないので、本当に充実していくのだろうかというふうにすごく疑問に思います。

会 長：1つはこの1万2,000円なり1万円なり5,000円なりというお金が見舞金として支給されているわけですが、それが一体どのように実際有効に使われているのかと。そのところを丁寧に把握しないと、単なる、市としては給付金なので裏金のようなイメージがあるのかもしれないけども、実際これはとてもありがたくて、こういうふうに使っているということが事実としてあるのであれば、その把握をしないといけないけども、このアンケートだけで果たして答えてくれるのでしょうかと。実態をつかめますかというのが1点と、それからもう1点は精神の方が制度の対象ではないのかということがあるので、それだけでは根拠にならないのではないですかということですね。それから、あと仮に廃止して他の施策に変えたとしたら、そのことによってどんなふうにかかされるのかなと。今の課題がどう克服されて、この貴重なお金をここに使ったからこうなりましたよみたいなことが見えるのであればいいけど、ただ単にぼやっとばらまかれて受けるのであれば納得が得られないのではないですかと

ということなので、具体的な代替案の提示ということも要るかなということですね。

事務局：皆様方の御意見は真摯に受けとめないといけないのですけれども、やはり限られた財源の中で、市としてもかなり厳しい財政状況でございますので、障害のある方に施策を進めていく中で、いまだその対象となっていない方もありますし、それを考えていった場合、こういった形として進めていくということになります。平成13年から財政健全化のアクションプランということで、市の方針としては見直しを進めていく、給付金の金額も下げておりますし、見直していくという流れの中で、担当課としては本当につらいところなのですけれども、そこら辺を踏まえて皆様に御理解をいただきたいというところでございます。

施策につきましては、一応これは担当課の案でございますので、皆様方からこういった内容のものというところの御意見をいただけましたら、またそれに基づいて検討させていただけたらと思っております。以上でございます。

会長：はい、その他いかがでしょう。

委員：今、その給付金の見直しについての話ですが、私から言わせると、本当に冷たい仕打ちを行政が行っている、いろんな会議で決まったことをてこにして、障害者に対して冷たい仕打ちの何物でもない、そういうふうに思われても仕方ありません。

やっぱりこういう施策が次から次に、ヒアリングだ、アンケートだという形で進められること自体に、我々障害者はだんだん、言葉は悪いけど、邪魔者みたいになっている、扱われているのかなと、そういう気がしてならないのですが、本当に行政の方も障害者がどういうふうな状況になっているのか。世の中は消費税を上げようと四苦八苦しているわけでしょう。介護保険にしても、差っ引くだけは淡々として差っ引くのに、そういう給付、見舞金等々についてはどうやって削減しよう、そういうことは本当に相反することだと思うのですね。

これ、障害者の団体、もうこれ挙げて反対する。そういうふうな気持ちが一番大事だと思うので、行政においても、その辺の障害者、当事者の気持ちをもっとくみ上げてほしい、聞いてほしい、そういうふうな気持ちがいっぱいあります。お願いします。

会長：はい。あつたものがなくなるわけですからね。相当の抵抗があるのかなと思いますけど。いかがですか。

委員：このアンケート、資料を出されたのは前回でしたね。そのときに、これは酷なアンケートだなと思ったのですが。このお金がどんな名目で支給されていようと、お金に色はついていないのでね。まして裕福な家庭ばかりであればいいのですけれども、私ら家族会もそうですけれども、やはり医療費から、全ての面できゅうきゅうとしている家庭が多い中で、やっぱり障害者のいる家庭は、そういう意味では恵まれた家庭ばかりではないと思いますので、非常にこれは酷だなと思う感じは受けました。まして、その削減の方向が文章で明確に記載されているので、これはと思ったのです。

それと、参考までにですけど、私の家族はパーキンソンの関係もありまして、患者会の組織している会にも所属しているのですけれども、そのパーキンソンの当事者が言うのに、今度、難病のこのアンケートのここに出ていますけれども、三百幾つに増えるということについて、パーキンソンの当事者は非常に疑心暗鬼なのです。疾患数が増える、それに対して予算も増えるということになれば、現在の特典疾患認定を受けている方の認定が非常にきつくなって、現在ある程度受けている援助が減っていくのではないかというふうなことで、会議に行くと非常に複雑な話が出ています。だから、患者自身にとっても、これは反対するべきか、喜ぶべきか、ということで悩んでいます。せめてこんな問題は、府とか国が相手でしたら、もっとお金の優先順位に使用順位をつけて厳密にやれということで、それこそみんな協力して、歳入歳出について、点検をするのですけれども、規模が小さくなるほどそんな余地ありませんでしよ。国な

んかもっとええかげんな使い方をしている面が大きいと思うのですわ。そんな点でいうと、岸和田はもっと住民本位で民主的に予算が配分されているのだろうなというふうに思いますしね。だから、攻めるところが小さくなれば、我々も非常につらいと思うのですわ。だから、市としても府から取ってくるお金、国から取ってくるお金という可能な範囲でそういった取り組み、大阪府下の各市と共同して、そういった運動で市の予算を取り崩すということもありますけども、少しでも助けになるようなお金を国なり府から取ってくるということもあわせて模索しながらしてもらわないと、現在いただいているいろいろな形の名目のお金について減るということが明らかな方にはたまらないと思いますので、精神論みたいになってしまいましたけど、発言させてもらいました。

委 員：もし精神障害者も対象に加えたなら、もし対象者を低所得者に絞ったなら幾らぐらいかかるのかの試算はされたのでしょうか。

会 長：精神障害のある方が制度の対象外ということですけど、もし精神障害のある方も対象に含めたら。それから、低所得という形で所得制限をしたらということですが、実際の財政のシミュレーションはしていますかということですが、いかがでしょうか。

事務局：済みません。ちょっとその辺はまだできていない状況です。

会 長：多分、精神の方がいないからなくすというのではなくて、御意見としては、精神の方も対象にということがあるわけですね。そうした場合どうなるかというシミュレーションが要りますかね。

事務局：予算要求には、タクシー券とかには精神の方の要求はしてはいるのですがけれども、なかなか予算がついていない状況となります。

会 長：つかないとしても、まずどれぐらいの額がというのはわかっていることですよ。

事務局：予算要求は、一応精神の方についてはしております。

委 員：見舞金の中に精神の方を入れていただいて、精神障害者に限った場合どうなるかということを行っているので、タクシー券はまた別の問題だと思うのです。

事務局：今のお話の中で、まず給付金につきましては、精神の方は今もらっていない、3障害だけを考えても精神の方がまだ受給できておりませんので、それについても、今まで長きにわたって予算要求は毎年しているところです。タクシー券につきましても、やはり精神についてのその施策について遅れているところがありますので、それは重々私らも理解しながら予算要求はしているところなのですが、この2点につきまして、ここに書いている分が多いのですが、市の単独事業でございますので、拡大すればするほど市の持ち出しになります。限られた財源の中でどうするというところで、市の判断でゼロ査定ということが続いておりますので、このままでいくと、やはり精神なり、この拡大される難病につきましてもどうすることもできないということになるのですが、膨らむ一方になりますので、他の施策展開のほうで手だてを考えたほうがベターなのかなと思います。

一つ勘違いしてもらいたくないのは、給付金については私らも必要だということで、2年前の外部評価については議論させてもらいました。やはり1万2,000円、1万円、5,000円にしても必要なお金でありますし、自分たちがそのお金で選択できるという、どこに使うかを選択できますので、こちらからの施策ではなくて、そういう形がありますよということもきちんと伝えたつもりであります。ただ、市の決定の中で、もう今の時代はということで現金給付からサービスの転換を図れということの命を受けましたので、どうしたらいいのかということで議論させていただいているところでございます。以上です。

会 長：はい、ありがとうございました。

このアンケートのご指摘がありましたけど、最後のページの2番、給付金・見舞金の

範囲で何に使われていますかということで、順番では例えば生活費、医療費みたいなことだと思うのですね。あと、教養娯楽費になるのでしょうか、教養娯楽費でも、ずっとカラオケ行きたいけど我慢していて、やっと見舞金がもらえたからこのお金で行こうかみたいなことであれば、単なる教養娯楽費よりもっと重みが出てきますよね。ということで、先ほどおっしゃられたみたいに、受け取る側の人の気持ちがどうのこうのと言われたら、確かにこの辺は何かもう少し丁寧な配慮が要るかなと思いますね。それから、3番目に今後の拡大を望むサービスがあるのですが、資料2のほうの3ページの5番のところです。現金給付から現物給付への転換施策案というのがあるので、やはりここをもう少し具体的に挙げたほうがいいのではないですかね。これだけでしたら、いわゆる障害福祉のサービスの話になってしまうので、多分そうではなくて、市が独自でやっている地域生活支援系のサービスのことを言っているのかと思いますので、ここは実際に代替で考えている施策を挙げて、わかりやすくしたほうがいいかなと思います。

その他いかがでしょうか。

委員：要はお金の話でしたら岸和田市独自の事業だということなので、財政ですよ。要するに福祉の財政を削られて、財政が逼迫しているから福祉から削って、皆削ってこいということだったと思うのですが、もっと、要するに税金を上げる。我々一般市民からすれば、岸和田市の財政がもっとリッチになればいいわけですよ。税金を上げればいいわけですよ。もっと税金を上げるようなことを市がやっていただかないと、結局は弱いところにしわ寄せが来ると。

それで、もう一つは税金の中の仕分け方で、他もみんな切り詰めているけども、もっと切り詰めることはないのかを中でもっと切り詰めてやるという観点をしたらいいのと違うかなと。私も岸和田市民ですけども、何か最近岸和田市は、税金は高いし、国民健康保険も高いので困っていますけども、事業を縮小すると税金が安くなるのかと思うのですが、もっと税金を増やすような施策を市長にも、財政課にも言ってもらって、ハッパかけてもらえたらいいのと違うかなと思います。

会長：はい、ありがとうございました。

委員：今回のこのアンケートをやっていただきたいというのはそうなのですが、今後のスケジュールのところのアンケートを見ると、これは事業の廃止ありき、その前にもう政策調整決定会議で決まっている、そのための何か既成事実をつくるためのアンケートというふうにとられる危険性が高いと思うのです。それで、最終、廃止するのかわりにはやはりアンケートをとった上で、また施策推進協議会の意見もあって、政策調整決定会議で議論してというふうにしていかないと、先ほど部長が、やっぱりこのお金の必要性はわかると、どう市に説明していこうかというのも悩んでいるという中でのこのアンケートであれば、もう少しその辺は丁寧に説明をしないと、廃止ありきのアンケート。中身も、年間収入幾らですか。それでお金があるから、あるいは年金をもらっているから、この見舞金は必要でないというふうな単純なものではないと思うのです。

やはりこの議題があつてから、いろんな家族、利用者から、どんな話になっているのか直接聞かれているのです。やっぱり低所得である障害者、これ精神の方も含めて非常に注目されている中身でもありますので、その辺はぜひ誤解がないように、アンケート内容も含めてもう少し丁寧に進めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

会長：はい、ありがとうございました。

委員：何か、私たちがここで座っていて、どんどん話が進んでいって、これがもしも決まってしまうたら共犯者的な感じになってしまいますよね。障害児の親でありながら、低所得

者の友達もいながら本当に共犯者になってしまう、もしもそういうふうになっても、こういうふうな施策で府やら国からお金を取ってきてくれるのでというふうに私ができるようにしていただきたいと思います。

転換施策、いろいろ挙げていただいていますけども、これは市単独事業、これは府から補助金がもらえる、こちらは国からももらえるというふうに少しマトリックスでわかるように資料をつくっていただいて、そうであれば市単独事業を選ばず、補助金をもらえるもので、今までもらっていた金額が減っても、府と国の分をあわせれば、今まで以上のお金を岸和田市の障害者は享受できるというふうなところまできちんと見えるようにしていただきたいと思います。

会 長：はい、ありがとうございます。

委 員：岸和田市聴覚障害者福祉会としてですけれども、今回のこの計画をつくるときに、一緒に見舞金・給付金の廃止について、その場で説明をお伺いしました。そのときにもいろいろ聞かせてはいただいたのですが、聴覚障害者については、この代替案の中で利用できるものが全く何もないような状況になっています。ですので、また1月にヒアリングをしていただけるということですが、そのときに、また結局同じことになってしまうのかなと思っていますので、そのときにその聴覚障害者についても検討できるような追加の検討ができるものになるのかどうか、その辺りが今の時点でわかりませんので、まず廃止ありきのヒアリング、アンケートになるように私のほうも思われて仕方がないのです。少しでも私たちの意見を聞いていただけるような、そういう姿勢があるのであれば、この流れで進めていただいてもいいかなと思うのですが、その辺りの修正がどの程度可能なか確認をしたいと思います。

会 長：はい、ありがとうございます。

この廃止ありき感が満載だと、何と言ったって答える意味がないですもんね。だから、少しその辺を丁寧に追加ということと、もう一つは、この財源を他に振り分けるといったときに、今のご意見のように全く削られ損で、自分がサービス受けていなかったら意味ないのではないかという話もあるので、そのあたりの整理も要るかと思えますね。

委 員：今回のこの見直しの件なのですけれど、僕としては重い精神主体の施設のほうで仕事をやらせていただいているので、精神も今回見直しのほうの対象に入れるということで資料のほうに明記していただいたので、本当にありがとうございますのですけれど、これ逆の立場で考えたとして、やはり少し待てよと思っていたと思うのです。具体的に何が言いたいかといいますと、このアンケートでは、要は給付金のほうを廃止させていただいて現物に切りかえますよというふうに少しソフトに表現されているので、若干わかりにくくなっているのかなという感じをしました。もう少し具体的に、この裏側の3番のあたり、今後、もし給付金をやめてサービスを増やすとしたらどんなサービスを使いたいですかみたいなものを具体的に表現していただいたほうがわかりやすいのかなとか、それと、給付金の継続を希望されますかと、それとも現物給付にかえてもいいですかみたいな項目があってもいいかなと思いました。

会 長：そこは、それぞれ聞いたほうがいいですよ。給付金や見舞金が廃止なんて、そもそも聞くものでないかね。あと、代替案のあれになるよ、なくなります、使うとしたら何ですかみたいな、具体的なものがあつたほうがいいのではないかと。確かにそうかもしれませんね。

まだご意見があるかと思うのですが、もうそろそろ終わりの時間になってきていますので、これまた3月も、まだもう一度この議論ができるのですよね。

事務局：アンケートとか、あとヒアリングもしますので。

会 長：あと、事務局で今までの意見で何かございますか。いろいろ意見出ていますけど。

事務局：担当課としては、本当に障害者の方と直接かかわっているところでございますので、いろんなお声は聞きまして、この必要性も認識はしているところではございます。当局のほうにも予算の要求等はしておりながら、なかなかつかない状況というところで、市としてどう考えていくかといったときに、やはりそれに担当課としても皆さんに説明をして進めていかないといけないというつらいところもございますので、何分少し丁寧にまた御説明させていただきながら、廃止ありきというような表現で本当に申しわけないのですけれども、御理解いただきたいというところで、よろしく願いいたします。

会 長：では、審議会としては引き続き審議していきましょうということで、よろしく願いします。では次回が、先ほども言いましたけど、3月を予定していますので、また日程の調整をした上でお知らせしたいなということですかね。ということで、終了したいと思います。